

奄美市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月

奄美市

奄美市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、奄美市（以下「本市」という。）の下水道施設について、ウォーターPPP 等の PPP/PFI 手法の導入の可能性を検討することを目的とする。

具体的には、市内全域の下水道施設を俯瞰的に把握し、庁内職員へのヒアリング結果を踏まえ、その運営における現状の課題を整理したうえで、定量的評価・定性的評価による官民連携事業スキームの方向性検討を行う。

2 業務概要

(1) 業務名

奄美市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託

(2) 業務内容

奄美市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託金額の上限

20,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

(4) 優先交渉権者選定方法

本プロポーザルにより企画提案を求め、審査基準に基づき審査し、優先交渉権者を選定する。

3 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加する提案者（以下「提案者」という。）（複数団体による連合体（以下「共同企業体」という。）又は単体法人とする。共同企業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 奄美市入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 本市及び他自治体において入札参加停止期間中でないこと。

エ 本市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱による入札参加除外措置中でないこと。

オ 国税及び地方税に滞納がないこと。

カ 国、地方公共団体が発注した同種又は類似の業務実績を有している者であること。

同種業務：ウォーターPPP 基礎調査業務（上水道事業又は下水道事業のいずれか）

類似業務：PPP／PFI 導入検討業務（上水道事業又は下水道事業のいずれか）

キ 共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。

（ア）共同企業体が複数の企業により自主的に結成されたものであること。

- (イ) 共同企業体の代表者は、出資比率が最大であること。
 - (ウ) 各構成員が、本業務において参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
 - (エ) 各構成員が、本業務において単独企業として参加していないこと。
 - (オ) 共同企業体の代表者を、プロポーザルに参加する代表者とすること。
 - (カ) 共同企業体の構成員は、その分担業務ごとに、担当技術者を配置するものとし、共同企業体の代表者が、管理技術者及び照査技術者を配置すること。
- (2) 本業務実施に当たり、以下に掲げる技術者等をそれぞれ配置すること。なお、配置する各技術者は兼務できない。また、当該技術者等は提案者と直接的な雇用関係にある者であること。
- ア 管理技術者
- 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する技術士（総合技術監理部門（下水道）、又は上下水道部門（下水道）、RCCM（下水道部門））又は公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）に規定する公認会計士の資格を有するもの。
- イ 照査技術者
- 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する技術士（総合技術監理部門（下水道）、又は上下水道部門（下水道）、RCCM（下水道部門））又は公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）に規定する公認会計士の資格を有するもの。
- ウ その他技術者（業務担当者等）
- 過去 5 年間において、ウォーター PPP に関する業務を履行した実績を有するもの。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が委託金額の上限を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合

5 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。なお、事情により変更する場合があり、その際は電子メール等により周知することとする。

- (1) 実施要領配布開始 令和 8 年 2 月 2 日（月）
- (2) 質問書提出期限 令和 8 年 2 月 13 日（金）正午まで
- (3) 質問書の回答 令和 8 年 2 月 17 日（火）
- (4) 参加表明書等提出期限 令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 5 時まで
- (5) 参加資格審査結果通知 令和 8 年 3 月 2 日（月）
- (6) 企画提案書提出期限 令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 3 時まで
- (7) プレゼンテーション 令和 8 年 3 月 24 日（火）（上記より 12 日間）
- (8) 選定結果公表 令和 8 年 3 月 27 日（金）（予定）

6 参加の手続き

(1) 実施要領の配布等

ア 本業務における実施要領等は本市ホームページに各ファイルを掲載することとし、窓口での配布は行わないものとする。

イ 配布開始日 令和8年2月2日（月）

(2) 質問受付及び回答

本業務に関する質問がある場合は、質問書（別記第1号様式）により電子メールで提出することとし、口頭による質問は受け付けないものとする。

ア 提出期限 令和8年2月13日（金）正午まで

イ 提出方法 電子メールにて以下のメールアドレスに送付

奄美市上下水道部下水道課事業係：gesui@city.amami.lg.jp

※質問書は押印を要し、スキャンしたPDFファイルによること。

※メール送信時に奄美市上下水道部下水道課事業係へ電話で到着確認の連絡を必ず行うこと。

ウ 回答方法

質問及び回答を取りまとめ、本市ホームページにおいて公表する。

(3) 参加表明書等の提出

本業務の参加を希望する事業者は、次のとおり参加表明書等の必要書類を提出すること。

ア 提出期限 令和8年2月24日（火）午後5時まで

イ 提出先 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 奄美市上下水道部下水道課事業係宛て

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールによる。

※持参の場合は、土、日、祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。

※郵送の場合は提出期限までに必着すること。

※電子メールの場合は、件名を「プロポーザル参加表明」とし、押印が必要な書類はスキャンしたPDFファイルにより提出すること。

※メール送信時に奄美市上下水道部下水道課事業係へ電話で到着確認の連絡を必ず行うこと。

※本市のメールを受信できる容量制限は4MB程度であるため、上限を超える場合はファイル送信サービス等を利用して提出すること。

エ 提出書類

（ア） 参加表明書（別記第2号様式）

（イ） 事業者の概要（別記第3号様式）

（ウ） 3-(1)-カに定める実績が証明できる書類

※会社概要や実施業務について記載したパンフレット等の資料があれば併せて提出すること。

オ 参加資格の確認

提出された各書類において参加資格の確認を行い、その結果を次のとおり通知する。

（ア） 結果通知予定日 令和8年3月2日（月）

（イ） 通知方法 全参加表明者に対し、「事業者の概要（第3号様式）」に記載されている連絡担当者あてに電子メールで通知する。

(4) 企画提案書等の提出

本業務の企画提案にあたっては、次のとおり企画提案書等の必要書類を提出すること。なお、提出にあたっては参加資格審査に合格した事業者1者につき1提案とする。

ア 提出期限 令和8年3月16日（月）午後3時まで

イ 提出先 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 奄美市上下水道部下水道課事業係宛て

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

※持参の場合は、土、日、祝日を除き、各日午前9時から午後5時（最終日は午後3時）までの時間とする。郵送の場合は提出期限までに必着とする。

エ 提出書類及び部数

（ア）企画提案書（別記第4号様式） 1部

（イ）企画提案（任意様式） 10部（正1部、副9部）

※CD-ROM等により電子データも提出すること。

（ウ）業務実績（別記第5号様式） 1部

ウォーターPPPに関連する業務の実績を5件以内で記入すること。実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先すること。なお、記入した業務については、契約書の写しの他、事業種別・規模が同種業務又は類似業務に該当することが確認できる資料等を参考資料として添付すること。

（エ）見積書（別記第6号様式） 1部

※見積金額の内訳については、応募者が想定した作業項目ごとに任意の様式で、各業務に係る職種区分とその人工数を明示し、提出すること。

（オ）業務体制表（別記第7号様式）

（カ）技術士等配置予定調書（別記第8号様式）

オ 企画提案の内容

8-(6)審査基準の内容を踏まえ企画提案を作成すること。

カ 企画提案書作成に係る留意事項

（ア）企画提案は、原則A4版、縦型、横書、文書は11ポイント程度の文字で作成すること。また、全て片面印刷とし、10枚以内にまとめること。

（イ）（ア）については、図や表等（A3の使用を認める。）を適宜使用するなど専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、作成すること。

（ウ）各ページにページ番号を付すこと。

（エ）企画提案は左綴じとすること。

（オ）企画提案書には、全体にわたり参加者名がわかるような記述（商号や実績に関する業務名、発注者名称など）を一切しないこととする。

キ 提出書類の取扱いについて

（ア）提出後において、提出書類等の追加、変更、差替え、再提出及び撤回は認めない。

（イ）提出された企画提案書等の書類は、審査終了後も返却しない。

7 参加の辞退

参加表明書（第2号様式）を提出後、都合により企画提案をしない（プロポーザル参加を辞退する）場合は、直ちに事務局まで連絡の上、応募辞退届（別記第9号様式）を提出すること。

8 審査方法等

（1）企画提案の審査は、審査会において行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテー

ションの内容について、審査基準により、総合的に評価・採点し、次の選定順に従い順次選定するものとする。

- ア 全委員の総合評価点数の合計が最も高い者
- イ 上記アが複数ある場合は、業務提案に係る項目の評価点の合計が最も高い者
- ウ 上記イが複数ある場合は、提案価格の最も安価な者

なお、選定の段階で、提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。

(2) プレゼンテーション審査の実施

企画提案書について、以下のとおりプレゼンテーション及び質疑応答を実施することとする。

- ア 1者の企画提案持ち時間は、プレゼンテーションに20分以内、質疑応答に15分以内の計35分以内とする。企画提案内容に基づき、簡潔明瞭な説明を行うこと。なお、追加の資料は一切認めないこととする。
- イ 準備時間は10分とする。10分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引く。また、撤収作業時間は5分とする。質疑応答が終了次第、速やかに撤収・退室すること。
- ウ パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブル、HDMIケーブルは当市で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。
- エ 出席者は業務担当者を含めて3名までとする(オンライン参加を含む。)。

(3) 参加表明者が1者の場合についても、提案書及びプレゼンテーションの内容を評価・採点し、審査における項目合計点の評価点が60%を満たさなければ失格とする。

(4) プレゼンテーションを行う順番、具体的な日時や場所などは別途通知するものとする。

(5) 審査の結果は、決定後速やかに以下の事項を奄美市ホームページにて公表を行うものとする。

なお、審査の経緯及び内容に対する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

- ア 業務名
- イ 業務概要
- ウ 契約優先候補者

(6) 審査基準

審査項目		審査内容・視点	配点
業務実績		・過去に国または地方公共団体の発注した同種または類似業務について十分な実績を有しているか。	10
業務実施体制		・従事予定者に同種又は類似業務の従事経験や資格等が十分か。 ・十分な人員数が配置されているか。 ・本業務に関する知識や実績を十分に有した従事予定者又は協力者等が確保された実施体制か。	10
業務提案	理解度・実施方針	・本業務の目的、特性及び課題を理解しているか。 ・本市の現状や課題を理解しているか。 ・仕様書に定める業務内容を遂行するための実施方針が明確であるか。	30
	提案力	・仕様書の内容を踏まえ本事業の実施に向けて具体的かつ的確な提案がされているか。 ・民間事業者のノウハウを最大限活用するための実施スキーム（事業手法、事業範囲、事業期間、リスク分担等）が期待できるか。	30
	工程計画	・本業務遂行のための作業工程が適切に示されているか。 ・各工程における取組計画、体制は妥当か。	10
提案価格		10 点×提案価格のうち最低価格／提案価格	10
合計			100

(7) その他

選定委員会の委員が事故等により評価できない時は、その委員の評価点は無効として合計点を算出するものとする。

9 契約の締結

- (1) 優先交渉権者と本市が契約内容等の協議を行い、契約方法については地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とする。
- (2) 何らかの理由により優先契約事業者との協議が整わない場合や、その事業者が業務を遂行できないと認められる場合にあっては、次点者の順に協議を行い、契約を締結する場合がある。
- (3) 本業務の委託契約は、本市の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有する（電子契約を含む。）。
- (4) 契約金額については提出された見積額とする。
- (5) 契約保証金については、奄美市契約規則（平成 18 年奄美市規則第 41 号）第 34 条第 9 号の規定により免除とする。

10 留意事項

- (1) 参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。なお、当然として本業務目的以外では使用しないものとする。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は本市に帰属するものとする。
- (4) 提出された企画提案書等について、奄美市情報公開条例（平成18年奄美市条例第19号）の規程に基づく公開請求があった場合には、公開することがある。その開示決定等については、提案者の意見の上、決定することとする。
- (5) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者の責において許諾を得たうえで掲載することとする。
- (6) 電子メールの通信事故及び書類等の発送・配送の事故（遅延を含む。）については、本市はいかなる責任を負わないものとする。

11 担当部署（提出先及び問い合わせ先）

奄美市上下水道部下水道課事業係 担当：樋脇

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

電話：0997-52-1111（内線 5353） FAX：0997-53-7505

電子メール：gesui@city.amami.lg.jp